

台風 15 号に伴う大雨により被災されたお客様に対する電気料金等の 特別措置について

このたびの台風 15 号に伴う大雨により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。

弊社は、弊社と電気契約を頂いているお客さまについて、台風 15 号に伴う大雨の影響により、災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において、施設に被害を受けられたお客さまからお申出があった場合には、下記のとおり特別措置を適用させていただきます。

<災害救助法適用市町村>

【千葉県】

千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市、鴨川市、君津市、富津市、四)街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡白子町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町、長生郡長生村

<隣接する地域>

【千葉県】

千葉市美浜区、柏市、我孫子市、白井市、八千代市、習志野市、夷隅郡御宿町

【茨城県】

神栖市、潮来市、稲敷市、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

・特別処置の内容

① 電気 料金の支払期日の延長（満了日は検針日等により相違）

被災されたお客さまの 2019 年 8 月分（支払期日が 9 月 9 日以降となるものに限ります。）、9 月分、10 月分および 11 月分の電気料金の支払期日を各々 1 カ月間延長します。

② 不使用月の電気料金の免除（満了日は検針日等により相違）

被災日が属する月から 6 カ月間に限り、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金を免除します。

③ 工事費負担金の免除（2020 年 3 月末日まで）

被災した需要家が被災時から引き続き全く電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが令和 2 年 3 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備、契約電流、契約容量または契約電力をこえないこと。

④ 臨時工事費の免除（2020 年 3 月末日まで）

被災したお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行う場合で、その申込みが 2020 年 3 月末日までに行われるときは、その臨時工事費を免除する。

⑤ **使用不能設備に相当する基本料金の免除（2020年3月末日まで）**

従量電灯 C、低圧電力契約の被災したお客さまで、電気設備が災害のため、復旧まで一時使用不能となったものについては、2020年3月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

⑥ **引込線等取付位置変更に係る費用の免の免除（2020年3月末日まで）**

被災したお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置、区分装置および電流制限器等の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込みが2020年3月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

・**特別処置の申込み方法**

この特別措置の適用をご希望されるお客さまは、弊社までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

株式会社エフエネ

TEL : 0120-133-663

営業時間:10時00分～17時30分（夏季・年末年始・土日祝を除く）